

【山内】日本共産党の山内よし子です。わが党議員団を代表して知事に質問させていただきます。

質問に入る前に一言申し上げます。先日の台風18号は、関東東北地方を中心に、死者7名、住居被害が17000棟をこえるなど甚大な被害をもたらされました。亡くなられた方々に哀悼の意をささげ、また被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

民主主義を破壊する強行採決に抗議。憲法違反の戦争法廃止へ

【山内】それでは通告にもとづき、知事に質問します。まず戦争法についてです。

9月19日、参議院本会議で安全保障関連法・戦争法が強行採決されました。多くの国民の反対の声を無視し、さらに国会の民主的ルールを破壊し、公聴会で出された意見にたいする審議も、特別委員会での総括質疑も行わずに、採決を強行したことは断固として許せません。わが党議員団はこうした暴挙に対して厳しく抗議をするものです。

19、20日の共同通信社の世論調査では「国会での審議が尽くされたとは思わない」人が79%、説明不足と答える人も81%以上となり、内閣支持率も大きく下がりました。戦争法の強行が国民の支持を得ていないことは明らかです。19日には京都で高校生デモが行われ、連休中も連続して集会やデモ行進、スタンディングアピールなどが行われました。全国津々浦々に広がった戦争法反対の世論と運動は、法律が成立した瞬間から、その廃止を求める運動へと発展し、いっそうの広がりを見せています。

ノーベル賞受賞の益川京大名誉教授らの「安全保障関連法に反対する学者の会」は、20日に緊急記者会見を開き、「闘いは今から」と新たな闘いに踏み出すことを宣言。会の発起人の学術会議前会長の広渡氏は、「国民多数の意思を国会の多数にし、そこに立つ政権を誕生させ、安保法制を廃止し閣議決定を撤回させる。歴史上初めての市民革命的『大改革』を市民とともに成し遂げよう」と発言されています。

わが党はこうした国民的な運動と世論に応えるため、「戦争法廃止、立憲主義を取り戻す」一点で一致するすべての政党・団体・個人が共同して「戦争法廃止の国民連合政府」を樹立すること、そのために次の国政選挙で野党間の選挙協力を行うことを呼びかけました。この提案に対しては各界各層から歓迎の声が寄せられています。わが党はその実現に向けて引き続き全力を尽くす決意を表明するものです。

そこで伺います。

地方公聴会での意見も反映させず、締めくくりの総括質疑も行わない採決はまさに強行採決であり、民主主義を破壊する暴挙だとお考えになりませんか。知事の認識を伺います。

戦争法案に反対する世論と運動が、このような空前の広がりを見せていることをどう受け止めておられるでしょうか。戦後70年、憲法の平和と民主主義の理念が国民の中に広く深く根を張り、若い世代にもしっかりと受け継がれていることの表れだと考えますが、いかがですか。

さらにこの法律が「立憲主義」に反するとは考えませんか。お答えください。

又、国会の審議では、集団的自衛権行使の具体例としていた「邦人輸送の米艦防護」や「ホルムズ海峡の機雷掃海」の説明が成り立たず、法案の根拠も失われています。審議を通じて法案そのものがボロボロになってしまったというのが実態ではないかと思いますが、このことを知事はお認めになりますか。認めるならば、この法律は廃止すべきだと考えますが、いかがでしょうか。知事の認識を伺います。

地元住民の意向を無視許すな。米軍レーダー基地は撤去せよ

【山内】 続いて、京丹後市経ヶ岬の米軍レーダー基地に関連して伺います。

戦争法案の参議院の審議の中でも問題になった統合幕僚監部の内部文書では、レーダー基地が本格稼働する直前の昨年 12 月 17 日と 18 日、自衛隊の河野統幕長は米軍幹部と会談し、経ヶ岬のレーダー基地について、「ミサイル防衛の連携において非常に重要なものであると認識している」「設置、運用について全面的に協力したい」などと発言しています。もともとこの基地は、2013 年 2 月の日米首脳会談において、沖縄普天間飛行場の辺野古への移設拡充とともに、建設が約束されたものでした。米軍と自衛隊との連携強化をめざす新ガイドラインのもと、この基地にとりわけ重要な位置づけが与えられていることが、あらためて明らかになったのではないのでしょうか。

知事は、「わが国の防衛に資するもの」との答弁を繰り返してこられていますが、米軍と自衛隊との一体化が進むもとの、その重要な拠点の一つとなっているのが実態ではありませんか。日本が集団的自衛権の行使にまで踏み込もうとしている今、そのことの重大性をどう認識されていますか。お答えください。

知事は、レーダー基地受け入れにあたって、安心・安全の確保と地元の合意が前提となる旨を繰り返し表明し、国が確認した条件が守られない場合には、「協力の撤回も辞さない構えで対応していきたい」と答弁してこられました。しかし昨年末の本格稼働以来、発電機等による騒音・低周波被害、米軍関係者による交通事故などが大きな問題になってきました。さらに今、網野町島津地区で始まっている米軍属の居住地建設では、極めて異常な事態が進行しています。

京丹後市長は、「居住地については住民合意は必要ない」という立場でしたが、島津区の住民懇談会では「民意を問え」という意見が続出し、急きょ「住民意向調査」が行われることになりました。しかし市長は、これについても「公開されてはならない」と発言し、そうした経過の中で、「意向調査」の結果の公表が中止されたのです。市長はその後も、「島津の意向調査は人権侵害」と発言していますが、そもそもこうした市長の発言自体、住民自治への乱暴な介入です。

米軍属の居住地建設については、京丹後市長自身、「地元区、地元自治体の意向を踏まえ、適切・丁寧な手続きを確保する」ことを防衛大臣に要請し、これが確認されたとしていました。そうした経過からも、島津区で行われた「住民意向調査」の結果を尊重して進めるのが当然だと思いますが、いかがですか。以上、お答えください。

【知事】 安保関連法制について、この問題は、これまでから答弁しておりますとおり、まさに国家のあり方の問題、国家の基本にかかわる問題であり、国民全体の意思が大切にされるべきものと考えています。若い世代を含む多くの方々がそれぞれの立場から発言をされておまして、こうした意思表示というのは、私はやっぱり民主主義としてしっかりと尊重していかなければならないものと考えております。そして、その民主主義の象徴が国権の最高機関であります国会であります。その国会において、先ほど、いろいろな議論を経て可決されたわけでありまして、この問題に対してまず国会が責任をもつこと、そして国会に対しては国民が審判をすること。これがやはり一番、民主主義の大きな流れであります。私ども地方公共団体が、この立場でこれを申し上げるといえるのは、やはり国の専権事項である防衛でありますし、国権の最高機関である国会でありますので、それは私は、少し質問として無理があるのではないかなと思っております。

その中で、法律論につきましては、今度はまた、違憲か合憲かについては、これも三権分立の中で、裁判所というものも権限を持っているということも申し上げなければならないと思っております。

こうした中で、総合的な判断というものがなされていくというのが、これが憲法の体系であります。

次に、米軍レーダー基地についてであります。Xバンドレーダーについてであります。これまでから答

弁しておりますとおり、Xバンドレーダーから得られた情報というのは、リアルタイムで日本に共有され、日本の防衛のために使われる、まさに個別自衛権行使のために有益というのが国の見解であります。だいたい、他国からの攻撃を探知するというのが、いわゆる武力行使と結びつくということは、ちょっと、私は距離があるのではないかなと思っております。

また、米軍属の居住地については、京都府は米軍関係者の区域外の移住地の選定にあたっては京丹後市の意向を十分に踏まえて行くことを防衛大臣に確認しているところであります。京丹後市からは、住民説明会の開催や建設工事に際して地元要望を踏まえた安全対策の実施等を地元として対応されているところであり、京丹後市におきまして住民の代表である市長、市議会、こうした方々が住民の意見を踏まえつつ対応されることについて、私どもとしましては尊重していきたいと考えています。

【山内・再質問】 戦争法について、国の最高機関である国会で、あの様に非民主的な、国会の民主主義的ルールを破壊するような行為が行われたわけです。それについては厳しく指摘をしたいと思えます。それから、国家の問題ということで、これまで知事がこの問題について言及することはあまりありませんでした。岩手県の達増知事は明確に反対と述べられています。

戦後 70 年間、憲法 9 条のもとでわが国は平和を維持し、一人の戦死者もださなかつたし、一人の外国人も殺しませんでした。しかしここが大きく変えられ、さらに憲法の大本である、「権力者の横暴や暴走をさせない」という立憲主義が否定されるのですから、だから最高裁判所元判事や元長官が異例の発言をされているのです。立憲主義の否定はファシズムです。憲法擁護義務を負う知事として、そして政治家として、はっきりとした見解を示すべきではありませんか。お答えください。

京丹後の米軍基地の問題ですが、個別的自衛権だというふうにおっしゃいました。けれども、本来、米軍基地はアメリカ本土防衛のために設置をされたものです。在日米軍基地はたくさんありますが、いったいどの基地が日本を守るために存在しているのでしょうか。アメリカの世界戦略の拠点であり、殴りこみ部隊ではありませんか。京丹後の基地もアメリカ本土防衛のためだと、アメリカ自身が言明をしているのです。そういう点では、知事は、なぜ個別的自衛権などおっしゃるのか。それから島津区の問題ですが、知事は、地元区、地元自治体の意向を踏まえて、この間の市長の発言が適切・丁寧な手続きが確保されたというふうにご考慮されるのか伺います。

【知事・再答弁】 もう一度申し上げますけれども、民主主義の中で国権の最高機関である国会、その決定については、最後はやっぱり国民の審判で問うべきものでありますし、そしてその法律論争が違憲の場合には、これは、最高裁をはじめとする違憲立法審査権を持っている裁判所の判断にいくということでありまして、この地方公共団体の議会の場合において、私が質問に答えるというのは、これは民主主義の体系からいっても私は変だというふうにはしか言いようがないと思えます。

それから、米軍のレーダー基地ですが、京丹後の米軍レーダー基地がなんで殴りこみ部隊なんでしょうか。あそこはまさに、先ほども申しておりますように、他国からの攻撃を探知するという極めて武力行使とは程遠い施設でありまして、それについてまさに個別的自衛権行使のためにも必要だという国の見解、国の立場というものを我々は尊重していかなければならない面があるということです。

それから、居住地については、これは民主主義というのは選挙で最後は決まっていく。代表を決めて、そしてその人たちが責任を持っていくという体系でありますので、そういう中で京丹後市においては市長や市議会、こうした人の意見を尊重せずに知事が違うことをやっていくとなると、これはやっぱり民主主義の体系自身、憲法の体系自身を、私はかえって崩すものではないかなというふうに思います。

【山内・指摘要望】まず、選挙で選ばれたら何をやってもいいというものではありません。それが民主主義だなんていうのは全くの暴論であります。国権の最高機関たるところが、今、その手続きが民主主義破壊の手続きがされているわけですから、知事として見解を示さないということは黙認をすることだと思います。

福知山や宇治の大久保駐屯地など、京都にはすでにPKOに派遣された部隊があり、自衛隊員もその家族も大変な思いをされてきたのです。今度派遣されたら行き先は戦地なのです。だから知事が府民の命を守るためにもきっぱりとした立場に立つべきです。

私たち日本共産党は戦争法廃止のために多くの国民の皆さんとともに全力を挙げてたたかう決意を表明しておきます。

丹後の米軍基地の軍属の居住問題について、人権侵害という言い方で住民自治に介入すること自体、民主主義を破壊するような問題だというふうに思いますが、基地があることで騒音や交通事故の被害にとどまらず、戦争法が強行された元で、基地そのものも攻撃の対象になる可能性があるのです。米軍基地の稼働停止と撤去を強く求めておきます。

介護保険は、介護難民なくし、安心して高齢期を過ごせる制度に

【山内】次に介護保険についてです

先日 50 代のご夫婦のお話を伺いました。奥さんが若年性認知症で要介護3。鍵の開け閉めも、携帯電話の取り方もわからない状態です。固定電話はなんとか取れるので、奥さんを家に一人残して仕事にいかれるのですが、昼食はパンを置いておくしかありません。週に2回、午後からのデイサービスに行くようになったけれども、施設に入れば20万円の費用が必要で、いつまで払っていけるかわからない。ご主人は仕事も辞めることもできず、「全く先が見えない」「死んでしまいたい」とおっしゃっていました。

介護保険制度が始まって15年。「介護の社会化」とうたわれたものの、実態は「保険あって介護なし」です。しかも、今年4月からは、保険料や利用料の負担、保険給付の範囲など、制度始まって以来の大きな制度変更が始まっています。そこには、介護保険制度全般にかかわる重大な内容が含まれています。

そこで介護難民をなくし、安心して高齢期を過ごせる社会を作る立場で質問します。

第1は保険料の問題です

2015年度から3年間の保険料は、全国の市町村の94.2%が引き上げを行い、基準月額の平均は5514円と11%近く上昇しました。府内自治体においても、南丹市で6645円、京都市で6080円に値上げされ、高齢者の負担の限界を超えています。

京都市の例を挙げますと、年金が月13万円で、6000円の国保料に、介護保険料が6700円近くと、保険料だけで13000円近くになり、年金の1割が消えてしまいます。またご主人と2人暮らしの68歳の女性は、年金が2人で月4万円で介護保険料は2人で5000円近く。食べていけないので、朝3時から午前中に2つのパートを掛け持ちしていますがもうくたくたで、いつまで体がもつのか。とおっしゃっていました。

政府は「保険料の抑制」を口実にして制度の改定を行いましたが、厚生労働省の集計では、それでも2025年度には基準額が全国平均で8000円を超えることが予測されています。本府の調査においても、6割以上の方が保険料の負担が「大きい」「やや大きい」と回答しています。保険料の負担を軽減するために、国の負担を増やすよう求めるとともに、本府としても一般財源を投入してでも保険料の負担軽減を図るべきではありませんか。お答えください。

次に利用料負担についてです。

本府の調査でも、介護認定を受けていても限度額まで利用していない人が多く、支給限度額に対する利用状況は51.9%です。また本府のアンケートでは利用料金を負担に感じる人は3割をこえ、4割の方が、サービス

充実のためには利用料の軽減が必要と回答しています。

要介護3で歩くのも大変という70代後半の男性は、ご夫婦とも国民年金のみの収入です。持病の悪化による通院のタクシー代が捻出できず、もともと週に1回しか利用できていなかったデイサービスをやめてしまいました。ある事業所では、「介護と医療で月1万円以内の予算にしてほしい」という方が増えているそうです。

しかも国は、一定の所得以上の利用者の負担を、8月から2倍に増やしました。このことによってご夫婦で介護保険を利用されている方で、ご主人が介護保険の利用を断念するという事態が複数おこっています。新たに介護難民を生み出すような改悪はやめるべきです。国に対して利用料金を1割に戻すよう強く求め、さらに利用料負担軽減のための支援を求めるべきです。いかがですか。

また、国と自治体が行っている利用料減免制度は、社会福祉法人のみが対象で、医療法人や財団法人、株式会社などのサービスを利用している場合は原則として対象になりません。さらに所得や資産の基準が厳しく、困っている人が誰でも利用できる制度ではありません。京都府として、使いやすい利用料金の減免制度を作る必要があると考えますがいかがですか。

また、これまで施設利用者の居住費や食費の補助がありましたが、要件が厳しくなり、世帯分離をしても配偶者が課税世帯であれば対象とならず、また一定の預貯金があれば、対象からはずされます。そうすると、たとえば特養の多床室に入所している場合、単純計算では1ヵ月43800円もの負担増になるのです。こうした負担増は止めるよう、国に強く求めていただきたいと思いますがいかがですか。

また、預貯金の調査も始まっていますが、通帳の写しの提出まで求められることに、「介護保険を利用するなら丸裸になれということか」と怒りの声が寄せられ、利用をやめる方や、調査を拒否する方もでています。そもそもこうした調査は個人のプライバシーの侵害であり、人権侵害の調査をやめ、本人の申告に基づいた運用にすべきと考えますがいかがですか。知事の認識を伺います。

次にこれまで行っていた要支援の方々を介護保険の対象からはずして、2017年度にかけて市町村の総合事業に置き換える問題についてです。

要支援の方が10人利用されているというデイサービスセンターに伺いました。一人では入浴できない方などがデイサービスで安心して入浴しておられます。そして専門家の目でむくみや顔色などをチェックしており、そのことが病気の早期発見などの適切な支援につながり、要介護度の重症化を防いでいるという話でした。まさに「予防介護」は専門的な支援なのです。

ところが市町村の総合事業では、事業費に上限が設けられており、財政の保障がまったく不十分です。国の狙いは、支援が必要な人を安上がりの無資格者や住民ボランティアに任せ、介護給付費を無理やり抑制することにあります。

しかし多くの自治体では実施の見通しもたっていません。現行の介護サービスを今以上に安上がりに実施することなどそもそも無理なことなのです。

京都市内で通院介助などの助け合い事業を行っているあるNPO法人の話によると、7月に京都市が行った地域支援事業への参入調査では、報酬単価などの条件も示されていなかったそうです。しかしこれでは参入できるかどうか判断のしようがない、と語ってくれました。

市町村の実態を把握し、要支援を介護保険の対象から外すことはやめるべきだと考えますがいかがですか。

今年6月30日に閣議決定された2015骨太方針では、社会保障関係費の自然増を抑制し、年平均5000億円を「目安」に抑え込む方針を明記しました。その一方で、社会保障に関連する「公的サービスの産業化」として、医療や介護を儲けの道具にする方針が明記されています。

お金がなければ満足な介護が受けられないようでは、今後、介護難民が増加するばかりです。介護保険の役割をせばめ、地域包括で在宅を支えていくというやり方は限界に来ていると考えますがいかがですか。

老人福祉法には、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を

有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」として、その福祉増進の義務を国と地方公共団体に課しています。

老人福祉法の理念に立ち戻った高齢者の介護保障へと転換する必要があると考えますがいかがですか。

貧困の連鎖を防ぐためにも大学奨学金制度の改善を

【山内】次に大学の奨学金の問題についてです。

大学の学費は上がり続け、初年度納入金は、国立で 82 万円近くに。私立は 115 万円から 150 万円にもものぼり、教育費負担は重く国民生活にのしかかっています。その一方で勤労者の所得は減り続け、京都では 97 年比で、常用雇用の賃金が 120 万円も減少し、親からの仕送りも期待できず、奨学金に頼らなければ大学で学ぶことができない学生が増えているのです。

一方で高等教育の学費の無償化と給付制奨学金は世界の流れであり、OECD 加盟国のうち、大学の授業料が必要でかつ給付制の奨学金制度がないのはわが国だけです。

こうした中、全国的にも京都でも、学生と若者を中心に学費の軽減と給付制奨学金の創設を求める運動がおり、府議会に何度も請願が提出されるなど、高学費と奨学金の問題は社会問題になってきたのです。

こうした声に押されて、文部科学省は「学生の経済的支援の在り方に関する検討会」を設置し、2013 年 8 月末に示された中間まとめでは、「貸与型奨学金の返還の不安を軽減していくことが重要」「非正規雇用の拡大などは卒業生の経済的状況にも影響を及ぼしており、奨学金制度もこのような変化を受け止められるように、進化していく必要がある」としていますが、その後具体化されているのは一人親家庭の支援策としての無利子の奨学金の枠の拡大のみです。

この間、京都で学ぶ学生の声聞いてきました。自宅から京都市内の私立大学に通う男性の年間学費は 110 万円で、日本学生支援機構から月 8 万円借りています。しかしそれだけでは授業料が不足し、月 5 万円のアルバイト収入で補っています。返済総額は 517 万円近くになりますが、そのうち利子分が 132 万円、保証料分が 20 万円にもものぼります。「大学院にいきたいけれどもそうなるとうと 45 歳まで返済に追われることになる。もし子どもがいれば学費にお金のかかるころ。まさに貧困が連鎖するのではないか」「せめて利子と保証料だけでも何とかしてほしい」と怒りをこめて語ってくれました。

27 歳の女性は支援機構から奨学金を借りて大学を卒業し、働きだして 5 年。奨学金の返済総額が 580 万円で、返済が終わるのは 47 歳です。結婚していますが夫も奨学金を返済しており、このまま払い続けることができるのか不安だと語ってくれました。

日本の未来を担う若者の未来を、奨学金のローン地獄でつぶしてはなりません。

そこで伺います。

知事はこうした高学費とわが国の奨学金制度について、社会問題であるとお考えになりませんか。国に対して給付制奨学金の早期創設を求めるとともに、京都府が給付制奨学金を先んじて創設すること、また緊急対策として利子補給の制度を創設すべきではありませんか。また、「学生のまち京都」として、学費や奨学金などに関する相談窓口を作るよう求めますがいかがですか。お答えください。

治水上も環境の上でも問題がある亀岡サッカースタジアムと駅北開発は中止せよ

【山内】最後に亀岡のサッカースタジアムと JR 亀岡駅北側開発についてです。

JR 亀岡駅北側にサッカースタジアムを建設することについては、地元住民から様々な懸念と不安の声が上がっています。一昨年の台風 18 号では、スタジアム予定地はもとより亀岡駅北側一体が浸水して湖のように

なり、半壊・一部損壊を含めて 378 棟が浸水。304ha の田畑が冠水するという被害を出しました。スタジアム建設予定地とその南側の亀岡駅北側周辺は、全体として洪水時の遊水機能を果たしています。だからこそこれまで開発が保留されていたのです。こんなところに盛り土をしてサッカースタジアムを作れば、洪水危険が高まると考えるのは当然です。

この点については専門家からも警鐘がならされ、わが党議員団も議会のたびに指摘してきました。そしてスタジアム予定地については、貯留ピット等の施設を作らざるをえなくなりましたが、今年 6 月の公共事業評価に係る第三者委員会において、専門家を評価委員会に加える提案がなされたように、いまだに治水対策のお墨付きが得られたとは言えません。

駅北側の開発は、さらに重大です。住宅や商業施設の建設のために 30 万立方メートルもの盛り土を行う計画にもかかわらず、2013 年 11 月の都市計画審議会では、日吉ダムの完成と河川改修が進んだことを理由に、直前の台風被害の検証すら行わず、十分な治水対策も講じられないまま市街化区域に編入して開発に突き進んでいます。

亀岡駅北側一体が担っていた遊水機能が損なわれれば、一昨年の台風並みの大雨が降れば駅の南側も含めて浸水地帯が広がることは明らかで、まともな治水対策もとられないままスタジアムと一体の開発を進めることは問題と考えますがいかがですか。

さらに手続き上も重大な問題が明らかになりました。

6 月の公共事業評価に係る第三者委員会では、「今年度の実証実験結果が出され、環境保全専門家会議による影響の評価が行われた後に再評価を行う」として、本体工事については次回の再評価委員会まで行わないことが確認されました。ところが 6 月議会には、基本設計費と同時に来年度以降の本体建設費の予算 154 億円が、債務負担行為として、議会にまともな説明もないまま提案されたのです。

環境専門家会議でも、2 年間 20 回にわたる会議と 43 回ものワーキンググループを開催し、天然記念物で絶滅危惧種のアユモドキの保全対策について検討をされてきましたが、アユモドキの生息に対する科学的なデータは少なく、実証実験の結果も出ていません。

知事は 6 月議会で、わが党のかみね議員の質問に対して「第三者委員会で条件付の了解をえた」と述べられましたが、再評価を行うまでは本体工事に着手しないというのが条件です。なぜ建設ありきで本体工事の予算を提案されたのですか。お答えください。

また設計と施工を一括発注するデザインビルド方式を採用し、民間丸投げで行政のチェックもきかないやり方は大問題です。環境保全専門家会議の議論の結果を、設計・施工の各段階において工事内容に反映させるためとのことですが、これでは工事費がどれだけ膨らむのかわからないではありませんか。そもそも洪水の危険もあり、関西唯一のアユモドキの生息場所にむりやりサッカースタジアムを建設しようとするからこのようなことになるのではありませんか。

治水上も環境の上でも、この場所にサッカースタジアムを建設するのはやめるべきと考えますがいかがですか。

【知事】 介護保険についてでありますけれども、高齢化がかつてないスピードで進行し、今後も介護を必要とする高齢者が大きく増加すると見込まれるもとで、介護保険制度をしっかりと支え、持続可能なものとしていくことが私たちにとっては非常に重要であり、京都府でも毎年 300 億円近くを負担しこの制度を全力で支えているところであります。また保険料や利用料の負担につきましては、これまでから国にたいし低所得者対策を充実するよう要請しており、これを受けて今年度、費用負担の公平化などを柱とした改正介護保険制度がスタートしたところであります。低所得者の高齢者にかかる介護保険料の軽減割合が拡大されたことについては、社会保障制度と税の一体化の見直しの中で、その財源として消費税増税分の税収が充てられておりまして、

定以上の所得がある方の利用料の負担割合や、資産のある方の部屋代・食費の補給・給付の規定が合わせて見直されているところであります。介護保険制度をいかに安定的なものにするかは、こうした財源論との中で考えていかなければ、これは持続可能な制度にはならないというふうに考えます。また社会福祉法人による低所得者の利用料の減免措置については、社会福祉法人の社会的役割に鑑み、同法人が実施することを基本にしているものでありますけれども、社会福祉法人以外の事業者の利用者についても、必要なサービスを継続して受けられるよう、国に低所得者対策の充実を求めているところであります。なお、介護保険財政に貴重な税金を投入する以上、公平公正な制度運用を担保するために、これは一定の確認が必要だというのは、多くの国民、そして納税者の方々も、納得していただくために私は必要ではないかなというふうに思います。

次に、要支援の方々を対象にした介護予防給付の一部を地域支援事業へ移行する制度改正についてでありますけれども、これまでと同様に介護保険制度の中で運営されるものでありまして、移行によって、介護予防・生活支援にかかる高齢者の様々なニーズに対してきめ細かく対応するために、全国一律の給付から、各市町村が地域の実情に応じた多様なサービスを提供できるという、本来の法の趣旨が守られるように対応していきたいというふうに考えております。そのためにも京都府では、全国に先駆けて地域力再生プロジェクト交付金による地域の NPO やボランティア団体を育成・支援してきたところでありまして、今後はこうした団体に対して、地域支援事業の新たな担い手として、各市町村の実情に応じた取り組みが展開できるよう、各保健所に設置した地域包括ケア推進ネットを核に、サービスの低下につながることをないように、制度移行を支援して参りたいと考えております。また、高齢化の進行に伴い、認知症や慢性疾患を抱えた高齢者が増加するなど、疾病構造は大きく変化し、従来の介護保険サービスだけでは、高齢者のニーズにこたえることは非常に不十分な状況が生まれてまいりました。このために、医療や介護、そして福祉、こうしたものを切れ目なく一体的に提供していく。京都府ではそのため、全国に先駆けて京都地域包括ケア推進機構を設置し、医療・介護・福祉のオール京都体制での推進を行っているところであります。医療介護総合確保推進法が施行され、地域包括ケアにおける医療サービスの確保が都道府県としての役割として位置づけられたのも、まさに京都府の取り組みを国が取り込み入れたものであると考えております。さらに病院と在宅をつなぐ在宅療養安心病院登録システムや、京都福祉人材育成認証制度、京都式オレンジプランによる認知症総合対策の推進など、本府の先進的な取り組みが、これが高く評価されているところであります。今後、国保の都道府県単位の広域化など、まさに都道府県が高齢化時代において役割を果たしていくことで、老人福祉法や介護保険法の目的や理念に沿って、高齢者の皆様が住み慣れた地域で暮らすことのできるように、私どももいっそう充実に努めて参りたいと考えております。

次に大学の奨学金についてでありますけれども、大学における学生の就学環境の整備は、教育の機会均等や日本の社会の発展を支える人材を育成する観点から、国の責任のもと各種の制度が構築されております。京都府の場合には高校の方を受け持つという形で役割分担がなされてまいりました。奨学金や授業料減免をはじめとする学生の経済的支援につきましても、国において制度の充実、こうしたものを求めて参りましたがけれども、平成 27 年度予算におきましては、無利子奨学金の貸与人員を増加させる、貸与基準を満たす年収 300 万円以下の世帯の学生等貸与希望者全員への貸与実現をめざす、有利子奨学金については、在学中は無利子で返還中は低利子とするために利子補給金を措置する、返還月額が卒後の所得に連動する所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた制度設計を進める等、今、国におきましても積極的に検討を進められているところであります。府におきましてはこうした対策のうえに、生活保護基準の 1.8 倍以内の低所得世帯への生活福祉資金の貸付金や、一人親家庭への母子父子寡婦福祉資金貸付事業など福祉対策において、支援をしているところであります。また、先ほど申しましたように、国との役割分担の中で、高校生にたいし高校生等就学支援事業として、旧日本育英会から引き継いだ貸付制度を実施いたしますとともに、京都の場合には私立高校が多いという特徴ある中で、あんしん修学支援事業として全国トップクラスの支援をつくって実施しており、こうした分担の中で最

大限の努力をしているところでもあります。相談窓口に関しましては、各大学において、奨学金に限らず経済的な困難を抱えた学生に対応しているほか、日本学生支援機構におきましても奨学金の返還相談センターを設置されているところでもあります。

次に亀岡駅の北開発についてでありますけれども、市街化区域等における土地利用の方向性については、基本的にこれは市町村がまちづくりの観点から決めて参ります。その時に、都市計画の変更においては、河川管理者としての府が浸水にたいする安全性の確保等の観点から、支障の有無を判断してまいりましたけれども、これはやはり公平性の観点がありますので、一律の都道府県として一定の基準を設けて、市町村のまちづくりにたいしての権限を委ねるという形になっておりまして、具体的には市街化調整区域を市街化区域に編入する際には、治水上一定の安全度を有するという観点で、だいたい 10 年に一度の確率の治水安全度というものを今まで求めて参りました。この点について当該地区はこれを満たしているというわけであります。ただ当該地区につきまして、スタジアムの建設にあたりましては、その建設によって失われる霞堤内の遊水機能と同等の容量をスタジアム地下部分に貯留すること等により確保することで、これは 100 年に一度の確率の降雨による洪水という非常に厳しい条件にたいしても、治水への影響がないように対応してきたところでもあります。まあこうした点を考慮しますと、土地区画整理事業につきましては、施工者である組合が市との調整もふまえ、桂川の高水敷の掘削土を盛り土に流用する。つまり、事実上河川改修を行いながらそちらの方へ行くという形で治水への影響がないようにしているわけでもありますけれども、近年の豪雨等、こうした状況もふまえ、区画整理事業の認可者である亀岡市にたいして、浸水被害の軽減を図るためにさらなる対策を要請するとともに、さらに桂川の改修を進めることにより、治水安全度の向上にも努めて参りたいと思っております。

次に京都スタジアムについてでありますけれども、スタジアム整備につきましては、これは河川工学の専門家にも参加いただいております、その中で自然環境の保全対策や、通常の開発よりもさらに厳しい、先ほども申しましたように、100 年確率の洪水というものについての氾濫解析のなかで、専門的見地から確認をいただいたところでもあります。そのうえで、さる 6 月 9 日に開催された公共事業評価にかかわる第三者委員会でも、今年度の実証実験が出され、環境保全専門家会議による影響評価が行われた後に再評価を行うものとし、それまで本体工事には着手しないこととしたうえで、スタジアムの事業がスタートすることを認めるとの意見を得、条件付きではあるけれどもゴーサインを出してもいただいたので、それをふまえ、その後の条件にもし変化があっても対応ができるように、6 月議会でデザインビルド方式による整備費についての案件を提案し、可決をいただいております。現在は、環境保全専門家会の指導を得ながら、今年度の実証実験を行っており、その結果をふまえて、影響評価にたいし、場合によっては計画の手直しや建設の方法を変更するなどの対応を行い、再評価を受けることとしており、今後とも段階を踏んで着実に進めて参りたいと考えております。

【山内・再質問】 まず、一点要望します。大学の奨学金について。高校のことは質問をしていないので、質問にきちんと答えていただきたいと思いますが、鳥取県は県独自で昭和 36 年から無利子の奨学金制度をつくって、さらにここ 10 年程前に、利子補給の制度を作っているんですね。府内出身の大学生の学ぶ機会を保障するために、ぜひとも足を踏み出していきたい。これは強く求めておきます。

それから再質問をさせていただきます。2 点です。

一つは介護保険の問題で、持続可能な制度運営というふうにおっしゃいましたけれども、介護が必要な人、高齢者、あるいは介護をしている家族から見れば、もう今持続ができない、このままでは破たんをするというような状況なんですね。しかも 300 億を負担しているということでしたけれども、これは法定負担のみで、京都府として独自に拠出しているということではございません。地域支援事業も、介護保険制度の枠内でいろんなサービスが提供できるんだっていうふうにおっしゃいましたけれども、実際にじゃあその市町村で目処がついているのかどうか。これでやっていけるという目処がついている市町村がどれぐらいあるのか、ご存知でし

たらお答えをいただきたいというふうに思います。今まで、わずかでしただけでも、京都府が直接高齢者の日常生活を支援する NPO などへの支援制度も、交付金制度にしてしまって、京都府が手を離してしまった。これ、利用料が負担できず悲鳴を上げている高齢者や介護している家族の声に、本当にどう応えるのかっていうことだというふうに思うんです。制度が持続可能である、あるいは安定的であるということの前に、その前に介護されている人、している人、支えている人たちがもうつぶれてしまう、今そういう状況になっているというふうに思います。そこにどう応えるのかお答えいただきたいとお願いします。

それからスタジアムの予定地についてですが、スタジアムの方は 100 年に一度の洪水に対応できると、ところがそのスタジアムと、曾我谷川で隔たってはいますけれども、一体として遊水地機能を持ってきた JR 亀岡駅のすぐ北側のところについては 10 年に一度の確率で対応すると、そうすれば全体として洪水調節機能が低下するんじゃないでしょうか。一昨年の台風 18 号は 100 年から 150 年に一度の確率の豪雨でした。そのときには、本当に亀岡駅のホームまで水が浸かって大変なことになった。ああいうことが起きれば、そこに盛り土をして住宅をつくれれば、他の所にあふれた洪水の水が行くのはだれが考えても明らかなことです。いま、雨の降り方が非常に異常気象の中で、これまでにない降り方をするような状況で、こんな開発というのはやめるべきだし、全然整合性が取れてないのではないかとということで、再質問します。

【知事】 まずやっぱり介護保険についてはですね、これは今本当に困っている人にたいしてきちっとやっっていかなければならない、私もその通り一生懸命やっていきたいと思うんですけれども、やはり財源というものもきちっと確保していかなければならない。このことを抜きにしてですね、それを全部やれ、これをやれと言われてもなかなか難しい点があります。そしてその中で京都府では、全国に先駆けて京都地域包括ケア推進機構を設置し、これはまさに独自の中ですね、医療・介護・福祉のオール京都体制で地域包括ケアが推進できるように市町村を支援し、支えてきているということをご理解いただきたいというふうに思いますし、これからますます医療サービスの確保、国保、こうした中で都道府県にたいしての権限も増えて参りますので、そうした権限をしっかりと使って、今まで以上にですね、介護保険が持続可能で安定的なものになるよう努力していく、こういうことを考えていきたいというふうに思っております。

それから亀岡駅の、なんかその盛り土、盛り土というんですけど、その盛り土は河川改修をして、高水敷を掘って、事実上河川改修して安全度を確保したうえでやっているの、盛り土がなったからそれでなんか危険性が増すということではございません。それはまず申しておきます。そのうえで、先ほど申しましたように、ある面でいきますとまちづくりとの関係で、亀岡市については 10 年に一度で許可をしなければならないんですけれども、私どもとしましては、桂川の改修を進めていくと同時に、亀岡市をはじめとして土地改良組合に対しましてもですね、さらに治水安全度が向上するには要請をしていくという二段構えの中で安全を確保していきたいというふうに考えております。

【山内・再々質問】 介護保険については従来から、保険あって介護なしと言われてきて、さらに今回の全面的な制度の改定はまさに社会保障といえないようなものになってきたわけです。根底には税と社会保障の一体改革で、消費税を増税し、一方で社会保障に対する国と自治体の責任を弱めて、地域や家族、あるいは地域包括で支えるというものですが、そこが破綻しているからこそ、今こそ老人福祉法の理念に立ち戻った制度設計が必要なんだ。これは厳しく指摘しておきます。

それから、JR 亀岡駅の北側の開発ですけれども、そもそも京都府が、亀岡市の土地開発、区画整理事業との連携、まちづくりの観点を重視した施設にしたいということで、駅北開発全体としてやっているわけですけれども、本当に 2 年前の台風 18 号の検証というものがなされていない、それから高水敷を掘削して盛り土をするから大丈夫なんだっておっしゃいましたけれども、そもそも大丈夫じゃないから、スタジアムの方は貯留ピ

ット等をつくったんです。そもそも、開発ありきで治水対策もなおざりにして、さらに絶滅危惧種のアユモドキの保全についても理解と合意が得られていない、スタジアム建設と亀岡駅北の開発はやめるよう厳しく求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。